

行政刷新会議事業仕分け提出 資料(内閣府行政刷新会議HP による)

施策・事業シート (概要説明書)									
担当府省名	厚生労働省	事業名	指定講習事業						
担当局庁名	健康局	上位施策事業名		作成責任者					
担当課・室名	生活衛生課	事業開始年度	昭和43年度	生活衛生課長 松岡 正樹					
根拠法令 (具体的な条文 (○条○項など) も記載)	理容師法第11条の4 美容師法第12条の3	関係する通知、計画等	平成21年1月28日付健発第0128008号「管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定基準の運用について」						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施								
	<input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等:)								
	<input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先: 実施主体:)								
	<input type="checkbox"/> 権限付与 (内容:) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (申請により都道府県知事が個別指定)								
事業/制度概要	目的 (何のために)	常時2人以上の理容師・美容師が従事する理容所・美容所に高度な衛生知識を備えた管理者を置き、店舗を衛生的に管理させ、衛生水準の向上を図る							
	対象 (誰/何を対象に)	理容師・美容師の免許を受けた後3年以上理容・美容業務に従事した者							
	事業/制度内容 (手段、手法など)	理容師法施行規則第23条及び美容師法施行規則第23条並びに平成21年1月28日付厚生労働省健康局長通知による基準に基づき、実施しようとする都道府県ごとに実施計画を作成の上、都道府県知事に申請し指定を受け実施している。 講習内容は公衆衛生4時間、理容所・美容所の衛生管理14時間を3日間にわたり実施している。 講習会終了後、講習効果があった者に修了証書を交付し、都道府県知事に受講者名簿を添えて実施状況を報告している。							
コスト	平成22年度予算額		これまでの同様の 予算項目の予算額 等 (単位千円)	年度	総額				
	事業費	134,874 千円		平成19年度	207,246 千円				
	人件費	71,759 千円		平成20年度	262,831 千円				
	総計	206,633 千円		平成21年度	229,309 千円				
※国費の投入はされていない									
補足事項 (平成22年度予算内 訳等)	1. 受講者数 10,818人 2. 書換・再交付申請者数 2,012人 3. 平成21年度収入額 204,128千円 ①うち、受講料 191,899千円 ②うち、書換・再交付手数料 12,072千円 4. 講習会事業の経費別割合 教材費 4.4%								
	<table border="1"> <tr> <td>人件費 35.5%</td> <td>講師謝金 11.8%</td> <td>講習会場費 17.0%</td> <td>電算処理費等 31.3%</td> </tr> </table>					人件費 35.5%	講師謝金 11.8%	講習会場費 17.0%	電算処理費等 31.3%
	人件費 35.5%	講師謝金 11.8%	講習会場費 17.0%	電算処理費等 31.3%					
※研修受講料18,000円を事業経費種別ベースに換算 (6,390円) (792円) (2,124円) (3,060円) (5,634円)									

施策・事業シート (概要説明書)					
担当府省名	厚生労働省	事業名	指定講習事業		
担当局庁名	健康局	上位施策事業名	作成責任者		
担当課・室名	生活衛生課	事業開始年度	昭和43年度		生活衛生課長 松岡 正樹
事業/制度の必要性	<p>理容師・美容師免許は衛生的観点から業務独占となっていることから推測できるように、徹底した衛生管理により顧客はもとより従事者の衛生面における安全性の確保が強く求められている。</p> <p>一方、業に起因して刃物による負傷、多様化する化粧品類によるアレルギーの発症等、顧客の被害が今なお多発しており、これらの事態に対しては最新の正しい知識の下に適切な処置が必要である。</p> <p>こうしたことから、理容所・美容所における指導的立場にある者が、最新の衛生管理に関する知識を習得する機会をもうける上でも、管理者講習制度の果たす役割は大きく、引き続き制度を存続させる必要がある。</p>				
他省庁、自治体等における類似事業					
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担					
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	受講者数 (試験研修センター実施分)	人	12,539	11,563	10,818
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>理容所・美容所における指導的立場にある者が新たに習得すべき専門知識は、新型インフルエンザ・麻疹・肝炎・エイズ等の感染症やパーマ剤等の最新動向を含め多岐にわたるとともに、理容所・美容所における衛生水準向上の観点から、マンパワーの資質向上が最重要であるため、複数の技術者が従事する理容所・美容所以外でも管理者が勤務できるよう、免許登録者に対する受講率の更なる引き上げを目標に、引き続き講習体制の充実・強化を図る。</p>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	「研修受講者数」÷「当該年度の新規免許登録者数」※	%	43.17	44.84	44.37
<p>※受講者数の動向を評価するための指標として用いている</p> <p>※なお、新規開店の理容所・美容所のすべてが複数の従事者をおいたと仮定した場合9割をカバー(既資格者もいるので残り1割分も対応できると考えられる)</p> <p>受講者(49,906人)÷新規開店数(55,044店)=90.7%(平成17~20年度計)</p>					
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)	<p>本制度は、理容所・美容所の衛生管理を徹底させることにより公衆衛生の向上を図ることとしており、その目的の達成のためには、従事者が必要な知識を備えるようにすることが重要である。このような観点から、受講者の立場に立ちつつ、必要な知識を理解し、実行できるようにすることを目標に、(財)理容師美容師試験研修センターにおいて、地域保健、公衆衛生、感染症及び環境衛生の専門家で構成される委員会によりこれに沿った教材を基に講義できるよう随時見直しを行っており、講習会の目的は十分達成できていると思われる。</p> <p>なお、(財)理容師美容師試験研修センターにおいて都道府県知事の指定を受けて指定講習事業を実施することにより、①指定登録機関として有している理容師・美容師の情報との一体的管理が可能であること、②統一的な教材作成により無駄が排除され、経済的でありかつ統一的な質の確保を図りやすいこと、③受講者数が少ない県での講習事業の開催を行いやすいこと等のメリットが有ると考えている。</p>				
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	<p>昭和43年 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律により管理理容師・管理美容師の制度創設</p> <p>平成5年 講習事業を行っていた(財)日本理容美容協会が廃止されたことに伴い、都道府県知事が(財)理容師美容師試験研修センターを指定して業務を実施(ただし、一部の都道府県の事業は除く)。</p> <p>→今後も事業の効果的・効率的な実施に向けた取り組みを行って行く。</p>				

財団法人理容師美容師試験研修センターについて

目的

○理容師・美容師の試験事務及び登録事務並びに管理理容師・美容師の養成、理容師・美容師の資質の向上を図るための調査研究等を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする(平成2年4月設立)。

主な事業

理容師・美容師試験事務・登録事務

理容師法・美容師法に基づき、厚生労働大臣の指定を受け、理容師・美容師に係る試験実施事務・登録事務を実施

[受験申込者数] 31,442人(平成21年度)
 ※平成2年より、従来、都道府県知事が行っていた理容師試験・美容師試験の事務を実施
 ※平成12年より、都道府県知事免許から厚生労働大臣免許へ変更

管理理容師・美容師指定講習事業

理容師法・美容師法に基づき、都道府県知事の指定を受け、管理理容師・管理美容師に係る講習事業を実施

[受講者数] 10,818人(平成21年度)
 ※平成5年より、従来、講習事業を行っていた(財)日本理容美容協会が廃止されたことに伴い、都道府県知事が(財)理容師美容師試験研修センターを指定して業務を実施(ただし、一部の都道府県の事業は除く)。

事務所

- 本部(主たる事務所): 東京都
- 地方組織: 10ブロック事務所(北海道、東北、北関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、北九州、南九州)及び沖縄事務所

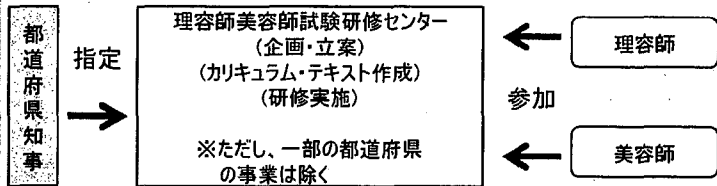
管理理容師・管理美容師指定講習事業について

- 管理理容師・管理美容師指定講習事業は、衛生水準の向上と消費者利益の保護、理容業・美容業の経営の健全化を図ることを目的。
- 理容師法・美容師法に基づき、理容師・美容師が常時2人以上いる理容所・美容所は、高度な衛生知識を備えた管理者を置かなければならず、置かない場合は都道府県知事が閉鎖を命じることができる。

管理理容師・管理美容師とは

○理容師・美容師の免許を受けた後3年以上理容・美容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定する講習会の課程を修了した者に付与

指定講習事業のスキーム



背景

- 衛生害虫、感染症の防止
- アレルギー被害の多発
- パーマ剤の多商品化

研修実施

専門職種の養成

- 最新知識の修得
- 資質の向上
- 技術水準の向上

研修効果

○常に衛生的で安心な状態でサービスを提供

○国民が安心して質の高いサービスを楽しむ生活を実現

理容師美容師試験研修センターが指定講習事業を行うメリット

- 理容師・美容師の情報との一体的管理が可能であること
- 統一的な教材作成により無駄が排除され、統一的な質の確保が図れること
- 受講者数が少ない県での講習事業の開催を行いやすいこと

管理理容師・美容師指定講習事業の制度について

1. 制度設立経緯

- 昭和30年代後半に資格取得の前提となるインターン制度の影響もあり、無資格で業を行っている者も一部見受けられた。
- 昭和40年代における我が国の消費生活水準の高まりは目覚ましく、理容業・美容業においても保健衛生の向上とともに高度の理論と知識を要するようになってきた。
- このような状況を背景に理容業界及び美容業界並びに理容師・美容師養成施設の3団体の要請を踏まえ、昭和43年5月に管理理容師・美容師制度を内容とする理容師・美容師法改正案が議員立法として提出され成立し、昭和43年9月から施行された。

2. 管理理容師・管理美容師の必要性

- 理容所・美容所の衛生水準の確保のためには、保健所の環境衛生監視員の立入指導では限界。理容所・美容所において自ら日常的に衛生管理の徹底を行うことが肝要
- 理容師・美容師は養成施設を卒業し免許を取得するため、衛生管理についての知識を有するが、複数の理容師・美容師が働く理容所・美容所において衛生管理を徹底するためには、管理的な立場に立って経験の浅い理容師・美容師を指導できる知識・経験のある者が必要
- このため、3年以上の経験を積んだ理容師・美容師に他の理容師・美容師を管理・指導することが可能となるよう、より専門的で就業経験に即した衛生管理の知識(業務と感染症の関わり方、衛生管理計画の策定、従業員の衛生管理等)を修得するための資格制度として管理理容師・美容師制度を設けているもの。

財団法人理容師美容師試験研修センターに関する改革案について

組織改革

事務処理の集約化等による徹底的な組織・職員のスリム化

<平成17年度>

<平成22年度>

理事 22名
(うち厚労省OB役員)
(常勤2名、非常勤4名)



理事 18名(理事 ▲4名) ※公益認定が有れば更に削減
(うち厚労省OB役員)
(常勤2名、非常勤2名) ※平成22年9月までに公募

地方組織47都道府県



地方組織11ブロック

常勤職員 98人



常勤職員 55人(常勤職員 ▲43名)

非常勤職員 30人



非常勤職員 27人(非常勤職員 ▲3名)

人件費削減によるコストダウン

事業の改革(管理理容師・管理美容師指定講習)

- 講習効果の更なる向上
 - ・講習目的に着目したテキストへの全面改訂 等
- 少子化による受講者数減の影響を最小化するため、国民視点に立脚したコスト削減の徹底(契約の徹底した適正化、調達コストの削減 等)

※現在、組織改革を行い、合理化努力により成果を挙げているところである。

公益法人シート(概要説明書)							
公益法人名		財団法人 理容師美容師試験研修センター					
担当府省名	厚生労働省	局庁名	健康局	課・室名	生活衛生課		
共管省庁名							
設立目的		理容師・美容師の試験事務及び登録事務並びに管理理容師・管理美容師の養成、理容師・美容師の資質の向上を図るための調査研究等を行い、もって公衆衛生の向上に寄与すること。					
沿革		平成2年4月に設立 各都道府県知事が実施する理容師・美容師試験のうち、筆記試験事務を統一的に実施 平成5年 (財)日本理容美容協会が実施していた管理理容師・管理美容師資格認定講習会を引継 平成7年 理容師・美容師試験のうち実技試験を統一実施 平成10年 理容師法・美容師法の改正により指定登録機関となる 平成12年 理容師法・美容師法の改正により、指定試験機関となる。					
事務・事業		①理容師・美容師の試験の実施に関する事務 ②理容師・美容師の登録の実施等に関する事務 ③管理理容師又は管理美容師になろうとする者に対して行う都道府県知事が指定する講習会(以下「指定講習会」という。)の企画及び実施 ④実技試験委員研修会等の事業 ⑤理容師・美容師の資質の向上に関する調査研究 ⑥理容師・美容師の試験及び指定講習会に関する出版物の刊行その他情報の提供 ⑦その他この法人の目的を達するために必要な事業					
役員の数 (うち官庁OB)	20	(5)	役員報酬総額 (21年度・百万円)	28.8百万円	常勤職員の数 (うち官庁OB)	55	(4)
うち常勤数 (うち官庁OB)	2	(2)	うち官庁OB分	28.0百万円	嘱託・非常勤職員数 (うち官庁OB)	27	(0)
常勤官庁OB役員が分担する業務	○1名は、理事長として当センターを代表し、その業務を総理する。 ○1名は、専務理事として理事長及び副理事長を補佐し、業務を掌理する。						
年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度(見込み)	
国・ 独 法 か ら の 支 出	合計(a)	0千円		0千円		0千円	
	国からの支出	0千円		0千円		0千円	
	うち補助金等	0千円		0千円		0千円	
	うち契約等	0千円		0千円		0千円	
	独法からの支出	0千円		0千円		0千円	
	うち契約	0千円		0千円		0千円	
	うち契約以外	0千円		0千円		0千円	
	支出元独法名						
収入(予算)額(b)		1,270,716千円		1,444,595千円		1,345,688千円	
依存率(a/b)		0.0%		0.0%		0.0%	
会費等収入(c)、割合(c/b)		0千円 0.0%		0千円 0.0%		0千円 0.0%	
会費等負担者							
基本財産額		103,000千円		103,000千円		103,000千円	
正味財産額		530,479千円		512,825千円		581,968千円	
内部留保額、内部留保率		368,465千円 30.5%		259,407千円 17.2%		211,537千円 16.0%	
特記事項 (見直しに向けたこれまでの取組み、今後の方向性等)		<p>○社会情勢とともに逡減する当センターの業務量に適切に対応させるため組織と職員の配置状況を総点検し、その結果を基に抜本的な組織改革を実施中。 ・47支部を廃止し、11ブロック事務所等へ移行(平成21年度) (平成17年度) (平成22年度)</p> <p>・常勤職員 98人 → 55人 ・非常勤職員 30人 → 27人</p> <p>○少子化等により当センターの主事業である国家試験受験者数の逡減等厳しい周辺事情に適切に対処するため、業務全般にわたり点検・評価を行い、その結果に基づき経費の節減を図りつつ、事務処理の効率化・迅速化を実行中 平成18年度～ ・実技試験審査体制の効率化による経費の節減 平成19年度～ ・受験者の負担軽減と公平性確保のための実技試験会場の見直し及び会場の集約化 平成20年度～ ・免許交付事務の効率化及び迅速化による利用者サービスの向上及び経費の節減 ・経理事務の中央一括処理による事務の迅速・効率化 平成21年度～ ・電算システムの改善により受験願書の簡略化等による受験者の負担軽減と経費の節減 ・管理・美容師制度の目的を着実に達成するため、講習内容を抜本的に見直し</p> <p>○事務処理の迅速・効率化と経費の節減を図りつつ、受益者負担の軽減と利便性向上のため、引き続き事業改革を断行 ○所管官庁出身の役員のうち、理事については9月末までに退任し、後任者は公募により選考</p>					

論点等説明シート (公益法人担当部局用)

施策・事業名 指定講習事業

法人名 (財)理容師美容師試験研修センター

論点等

○ 管理理容師・管理美容師は従業者 2 名以上の事業所に法律上義務付けられている資格であり、当センターは指定業務として、管理理容師・管理美容師の講習会を実施している。事業所の衛生管理水準の維持という制度の趣旨からすれば、すべての事業所の理容師・美容師に関係するものであり、従業者 2 名以上の事業所に限定して資格を義務づけている必要性はどこにあるのか。

○ 管理者には、管理者でない理容師・美容師に求めるべき知識に加え、追加的にどのような知識が必要になるのか。講習の内容はそのような知識の習得にふさわしいといえるのか。

※ 講習受講料 18,000 円

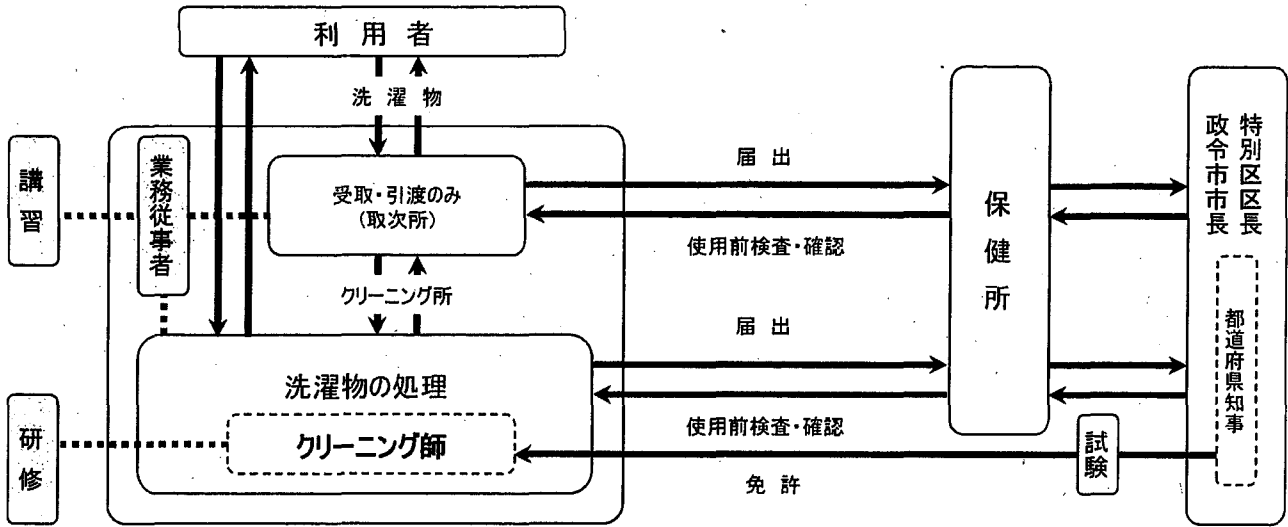
※ 講習科目 公衆衛生 4 時間、理容所・美容所の衛生管理 14 時間

事業番号B-42

施策・事業シート (概要説明書)																								
担当府庁名	厚生労働省	事業名	クリーニング師研修等事業																					
担当局名	健康局	作成責任者																						
担当課名	生活衛生課	実施年度	平成元年度																					
担当職員名			生活衛生課長 松岡 正樹																					
法令(根拠) (関係法令)	クリーニング業法第8条の2第1項及び第8条の3	実施期間	平成元年3月27日付衛指第46号「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」																					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体:) <input type="checkbox"/> 権限付与(内容:) ■その他(都道府県知事が指定)																							
目的(何のため)	<p>クリーニング業法は、公衆衛生等の見地から衛生規制を行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の擁護を図ることを目的としている。</p> <p>クリーニング師研修及び業務従事者講習は、繊維製品の素材の多様化、クリーニング溶剤等による環境問題、消費者からのクレームの増加等を背景に、クリーニング業法改正により、平成元年度から制度化された。本研修・講習は、クリーニング師及び業務従事者の資質の向上、知識の修得、技術の向上により、質の高いクリーニングサービスの提供を確保し、国民の生活水準の向上に資することを目的としている。</p>																							
対象(いつからいつ)	<p>(1) クリーニング師 受講対象は、クリーニング所の業務に従事するすべてのクリーニング師。3年ごとに受講義務があり、営業者はクリーニング師に対する受講機会付与義務がある。</p> <p>(2) 業務従事者 受講対象は、営業者がクリーニング所及び取次店においてクリーニング業務に従事する者の中から一定の割合で選定した者。営業者は講習を受講させる義務。</p>																							
実施内容(手段、手法等)	<p>(1)各都道府県知事は、厚生労働省の定める基準に従い研修・講習の指定を行い、全国指導センターが実施機関(主催者)として実施。全国指導センターは、都道府県指導センターの一部を業務委託して実施。</p> <p>(2)指定基準によるカリキュラムは、「衛生法規及び公衆衛生」、「洗濯物の受取、保管及び引き渡し」、「洗濯物の処理」及び「繊維及び繊維製品」の4科目で、時間は4時間以上。研修と特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を合わせて行う場合は、「廃棄物の処理」(2時間以上)を追加し、計6時間以上。</p> <p>(3)全国指導センターは、①研修・講習に関する全体計画、②収支予算案・決算案の作成、③カリキュラム及びテキストの作成、④講師の審査、⑤チラシ、受講済みステッカー、修了証書等用品及び関係書類の作成等を行う。</p> <p>(4)都道府県指導センターは、①実施計画書の作成、②講師の推薦、③受講者名簿の作成、④広報、⑤研修・講習の開催、⑥実施報告書の作成、⑦受講料の徴収及び全国生活衛生営業指導センターへの送付等の事務を行う。</p> <p>(5)都道府県知事は保健所と連携し、都道府県指導センターが実施する研修・講習を指導協力するとともに、クリーニング師及び営業者に対して受講指導を行う。</p> <p>(6)研修・講習の終了後、全国指導センターは、都道府県知事に対し、受講者数等の実施報告書及び受講者名簿を提出する。</p>																							
予算	平成22年度予算額		年 度	総 額																				
	48,680 千円	これまでの「計」の総額(千円)	平成19年度	54,531 千円																				
	2,500 千円		平成20年度	59,081 千円																				
51,180 千円	平成21年度		55,923 千円																					
※国費の投入はされていない																								
参考資料 (平成22年度予算内訳書)	<p>○参考：クリーニング師研修等事業の収支</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="4">単位(千円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講料等収入</td> <td>49,116</td> <td>56,753</td> <td>59,701</td> <td>49,050</td> </tr> <tr> <td>事業支出額</td> <td>54,531</td> <td>59,081</td> <td>55,923</td> <td>51,180</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受講料は、クリーニング師が5,000円、業務従事者が4,500円</p>					単位(千円)					19年度	20年度	21年度	22年度	受講料等収入	49,116	56,753	59,701	49,050	事業支出額	54,531	59,081	55,923	51,180
	単位(千円)																							
	19年度	20年度	21年度	22年度																				
受講料等収入	49,116	56,753	59,701	49,050																				
事業支出額	54,531	59,081	55,923	51,180																				

施策・事業シート (概要説明書)					
担当府庁名	厚生労働省	事業名	クリーニング師研修等事業		
担当府庁名	健康局	実施年度		作成責任者	
担当府庁名	生活衛生課	事業開始年度	平成元年度	生活衛生課長 松岡 正樹	
この事業の必要性	<p>(1)クリーニング師研修は、クリーニング業法第8条の2第1項、業務従事者講習は同法第8条の3の規定に基づき実施するもの。</p> <p>(2)研修及び講習の制度化の契機となったクリーニングトラブルの推移を国民生活年報(国民生活センター)では、平成元年度以降毎年度1万件前後で推移し、2008年度は8441件。相談内容別分類による統計では、クリーニング業は「安全衛生・品質・機能・役務品質」では、平成元年度以降一貫して相談件数ランキングは第1位。「接客・応対」も第1位～第3位。クリーニング業法は、平成16年改正で、第1条の目的に「利用者の利益の擁護」が追加されたが、消費生活相談件数の推移を見ると、引き続き本制度は必要。</p>				
他府庁・関係機関との関係	ない。				
推進の目的及び効果	<p>(1)都道府県知事は、研修・講習の指定を行ったときは、その主催者、開催期日、受講料を公示するとともに、その広報に努めることとされる。</p> <p>(2)都道府県知事は、主催者から研修・講習の実施報告及び受講者名簿の提出を受ける。この行政記録に基づき、保健所等がクリーニング所に対する監視指導を行う際、受講指導を行う。</p>				
活動内容	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	クリーニング師研修	人	5,575	6,470	7,123
	業務従事者講習	人	4,448	5,246	5,148
	消費生活相談件数(クリーニング)	件	8,889	8,441	—
成果の達成状況	<p>(1)クリーニング師研修及び業務従事者講習の受講者数の確保 研修・講習は3年を1クールとして実施。研修の受講者数は第2クール(平成4～6年度)(46,306人、受講率64.7%)をピークに減少し、第7クール(平成19～21年度)は19,168人、受講率32.0%。第7クールの受講率は第6クールに比べ、0.8ポイント上昇。 講習は、第1クール(55,089人)をピークにクールごとに減少してきたが、第7クールは第6クールに比べ3.1%上昇し、14,872人。 第8クール(平成22～24年度)においては、実施回数及び実施地域の拡大等によりさらなる受講者数の増加を図る。</p> <p>(2)クリーニングトラブルの減少 クリーニングに関する消費生活相談件数(国民生活センター)によると、研修・講習開始の平成元年度以降、1万件前後で推移。平成20年度は8,441件で件数は前年度と比べ減少したが、全体的な相談件数の減少から、クリーニングの占める割合は平成17年度以降上昇傾向(2008年度の件数ランキングは第14位)。 第8クールにおいては、消費生活相談件数が減少するよう、クリーニングトラブルの原因等に重点を絞った研修・講習を実施する。</p> <p>(3)研修・講習の効率的実施 研修及び講習の受講者数、受講率は、都道府県によって大きな差。都道府県指導センターの業務内容が拡大する中、研修及び講習の効率的な実施のためには、都道府県・保健所によるクリーニング師名簿の整備・提供、営業者に対する受講指導の強化等を図るよう要請していく。</p>				
成果の達成状況	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	クリーニング師研修(クール別受講率及びその増減) (第7クールはH19年～H21年)	%	—	—	第7クール 32.0(0.6%増)
	業務従事者講習(クール別受講者数の増減) (第7クールはH19年～H21年)	人	—	—	第7クール316 増(3.1%増)
	消費生活相談件数(クリーニング)のランキング	位	18	14	—
今後の見込み	<p>(1)クリーニング業法では、クリーニング所の開設、クリーニング師免許が都道府県知事の事務となっている中、クリーニング師研修及び講習は、制度化以来、全国指導センターが主催者として都道府県知事の指定を受け、その業務の一部を都道府県指導センターへ委託して実施してきた。このことは、全国指導センター及び都道府県指導センターが全国的なネットワーク体制として整備されてきたことで可能となっていると考えられる。 仮に、都道府県知事が研修・講習を実施するとした場合、知事部局等及び全国の保健所に担当者を配置することが必要となるほか、テキスト等も全国統一版を作成するの、各都道府県で作成するのかというような研修・講習の水準確保の問題も生じることとなる。この意味で、研修及び講習を全国指導センターが主催者として実施する仕組みは、行政事務のスリム化、コスト削減に貢献している。</p> <p>(2)都道府県別の受講者数及び受講率を見ると、地域により偏りが生じており、全国水準を下回る都道府県にあっては受講促進対策の強化が必要。受講対象者名簿の整備・提供、営業者等への受講指導の強化等、事業の効率的な実施が確保できるよう、都道府県等による、保健所への更なる協力指導が不可欠。また、制度官庁として国の指導も必要。</p>				
今後の見込み	<p>(1)沿革 ①平成4年度から、へき地・離島に居住する者、身体障害者等を対象とした通信制の研修・講習が追加 ②平成5年度から、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習が追加 ③平成16年のクリーニング業法の改正で、目的に「利用者の利益の擁護を図ること」が追加</p> <p>(2)効率的実施に向けた取り組み 平成20～21年度において、「クリーニング師研修等の受講促進のための関係者懇談会」を12都道府県において開催。都道府県等・保健所、同業組合、全国及び都道府県生活衛生営業指導センターが対応策を協議</p>				

クリーニング業法の体系について



クリーニング業
 溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすることを営業とすること。

クリーニング行為
 受取、選別、洗たく、乾燥、プレス、染み抜き、仕上げ、引渡等

クリーニング所

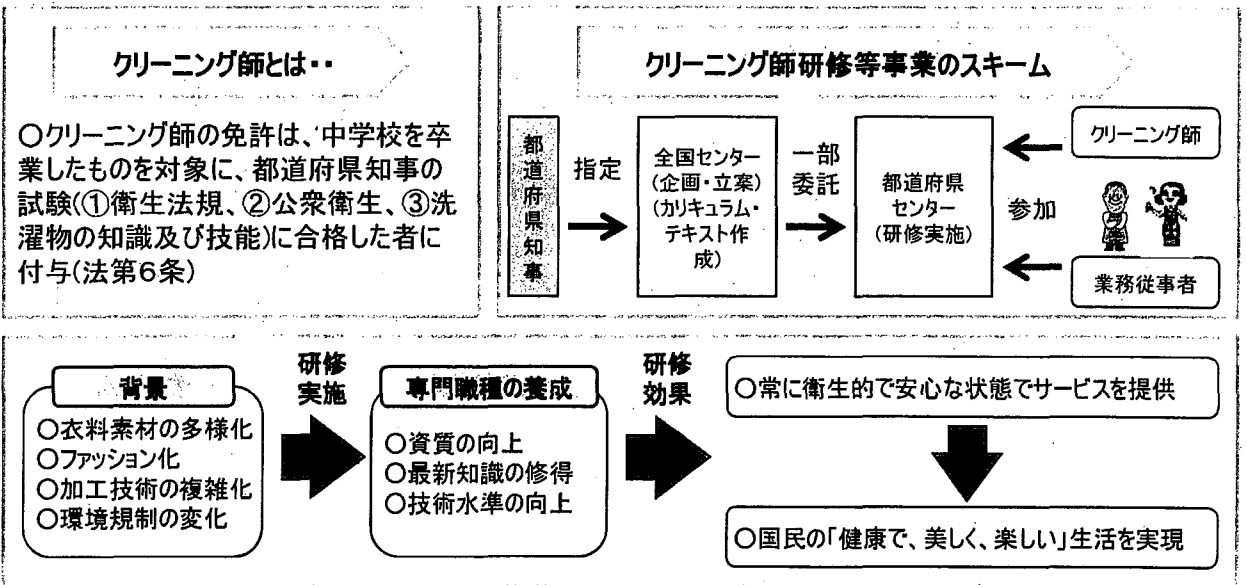
- 一般クリーニング所
 洗たく機及び脱水機を備えるとともに、クリーニング師を置かなくてはならない。
 (平成20年度現在 38,165施設)
- 取次所
 洗たく物の処理をせず受取・引渡のみを行う。
 (平成20年度現在 98,586施設)

クリーニング師
 都道府県知事免許(平成20年度現在 従事クリーニング師数 57,707人)

クリーニング業務従事者
 クリーニング所の業務に従事する者(クリーニング所の従業員5人に1人以上)は業務に関する講習会を受講。

クリーニング師研修等事業について

- クリーニング師等研修制度は、業務に関する知識・技能の向上を図ることにより事故を防止し、消費者(利用者)利益の保護とクリーニング業の経営の健全化を図ることを目的。
- クリーニング師等については、クリーニング業法に基づき、業務に従事した1年以内に研修(講習)を受け、研修受講後3年を超えない期間で再研修(再講習)を受けることとされている。



クリーニング師研修等事業の主な内容

1. 洗濯物の受取り、保管及び引渡しへの対応

- 利用者からのクレームのあった問題事例について、「クレームの原因」、「クリーニング店に望まれる対応」、「トラブル防止のポイント」を提示
- 洗濯物の状況把握、引渡し時の確認等の望ましいカウンター業務のあり方を提示

2. 繊維素材の基礎知識

- 繊維素材の性質、衣料品生産の方法、染色加工等について、最新の情報を提供し、事故防止策を提示

3. 洗濯物の処理のあり方

- クリーニングの工程、溶剤・洗剤・クリーニング用機器について、最新の情報・留意点を提示

4. 衛生法規及び公衆衛生の知識

- 衛生法規や環境規制、公衆衛生の最新の規制の変更点などについて提示

クリーニング師研修等事業に関する改革案について

1. 都道府県に対する技術的助言・周知の強化について

[クリーニング研修等事業の問題点]

保健所の環境衛生監視員によるクリーニング所への立入検査・受講指導回数の減少による受講率の低下

改革

- 保健所による立入検査・受講指導の増加に向けた技術的助言・周知の徹底を図る

2. 財団法人全国生活衛生営業指導センターにおける業務運営の改善

[クリーニング研修等事業の問題点]

受講生のニーズに合致しない研修運営による受講率の低下

改革

- 受講ニーズを踏まえた研修テキスト及び研修計画の大幅な改善を図る
 - ・テキストの改訂頻度を高め、最新の技術的知見を教授
 - ・クリーニングに係る最新の時事事項にも対応した副教材の活用
 - ・個人経営者のニーズを踏まえた開催回数及び研修場所の確保
- 関係機関との連携強化策を図る
 - ・受講促進を目的に、都道府県、保健所、クリーニング同業組合、生衛指導センターをメンバーとした「関係者懇談会」を設置し、不断の研修運営改革を追求
- Web広報機能の拡充・強化策を図る

公益法人シート(概要説明書)						
公益法人名		財団法人 全国生活衛生営業指導センター				
担当府省名	厚生労働省	局庁名	健康局	課・室名	生活衛生課	
共管省庁名						
設立目的	都道府県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から、生活衛生関係営業全般の健全な発展を図る					
沿革	財団法人全国生活衛生営業指導センターは昭和54年に設立、昭和55年4月1日に「生活衛生営業関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和54年及び平成12年一部改正)第57条の9の規定により厚生大臣の指定を受けた。					
事務・事業	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下、「生衛法」という。)第57条の10に規定する以下の事業。 ①生活衛生関係営業全般に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ②生活衛生関係営業全般に関する調査研究を行うこと。 ③都道府県指導センターの事業について、連絡調整を図り、及び指導すること。 ④連合会相互の連絡調整を図り、及びその事業について指導すること。 ⑤生衛法第57条の12第1項に規定する標準営業約款を作成すること。 ⑥都道府県指導センターの行う生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談若しくは指導又は苦情処理に係る業務を担当する者を養成すること。 ⑦連合会の行う生活衛生関係営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成の事業に関し技術的指導を行うこと。 ⑧上記の事業に附随する事業。					
役員の数(うち官庁OB)	21	(3)	役員報酬総額(21年度・百万円)	15.0百万円	常勤職員の数(うち官庁OB)	9 (3)
うち常勤数(うち官庁OB)	1	(1)	うち官庁OB分	3.0百万円 12.0百万円	嘱託・非常勤職員数(うち官庁OB)	1 (1)
常勤官庁OB役員が分担する業務	専務理事として、理事長及び副理事長を補佐し、業務全般を執行している。 ※役員報酬総額は、22年4月では1名であるが、21年4月では2名であったため、2段書きとしている。					
年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度(見込み)		
国・独法からの支出	合計(a)	340,098千円	417,589千円	412,789千円		
	国からの支出	340,098千円	417,589千円	412,789千円		
	うち補助金等	340,098千円	417,589千円	412,789千円		
	うち契約等	0千円	0千円	0千円		
	独法からの支出	0千円	0千円	0千円		
	うち契約等	0千円	0千円	0千円		
	うち契約以外	0千円	0千円	0千円		
	支出元独法名					
収入(予算)額(b)		541,472千円	603,843千円	590,396千円		
依存率(a/b)		62.8%	69.2%	69.9%		
金費等収入(c)、割合(c/b)		2,960千円 0.5%	2,560千円 0.4%	2,560千円 0.4%		
金費等負担者		特別会員(全国生衛連合会16)、賛助会員(10)				
基本財産額		911,720千円	901,273千円	891,396千円		
正味財産額		1,293,517千円	1,227,049千円	1,195,119千円		
内部留保額・内部留保率		198,354千円 35.6%	122,253千円 19.2%	106,164千円 17.6%		
特記事項 (見直しに向けたこれまでの取組み今後の方向性等)	【生衛業の主な役割】 ○国民生活に密着したサービスを常に衛生的で安心な状態で提供 ○地域に密着したサービスの提供により、町を活性化し、地域社会に潤いを与える ○高齢者・障害者施策など地域社会の福祉の増進への協力 【生衛業の特徴】 ○我が国の経済活動の中で相当規模。雇用面でも大きな役割を担い、一定の資格や技術に基づきサービスを提供〔事業所：約121万事業所(全産業の21%)、従業員数：約628万人(全産業の約12%)、収入額：約27兆円(サービス産業全体の18%)〕 ○大部分が経営基盤が脆弱な中小零細企業(従業員5人以下の小規模事業者が7割。うち個人経営は9割) 【生衛法の制定経緯】 ○昭和32年に業界の自主的活動を通じた衛生水準の向上等を目指し「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」(現在の生衛法)が業界の要望をもとに議員立法により制定 →全国生活衛生営業指導センターは生衛業の指導・支援の中核的機関として重要今後とも効率的・効果的なものに見直し					

論点等説明シート (公益法人担当部局用)

施策・事業名 クリーニング師研修等事業

法人名 (財) 全国生活衛生営業指導センター

論点等

- 当センターは指定機関として、クリーニング師研修及び業務従事者講習を実施している。クリーニング師及び業務従事者には受講を義務付けているが、研修・講習は義務付けるにふさわしい内容となっているのか。研修・講習を義務付けるとしても3年ごとに受講する必要性があるのか。

参考資料

過去5年間の受講者数の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
クリーニング師研修	7,197名	6,720名	5,575名	6,470名	7,123名
業務従事者講習	5,090名	4,834名	4,448名	5,246名	5,148名

※従業クリーニング師数 57,707名（平成21年3月末現在）

クリーニング師研修の受講率

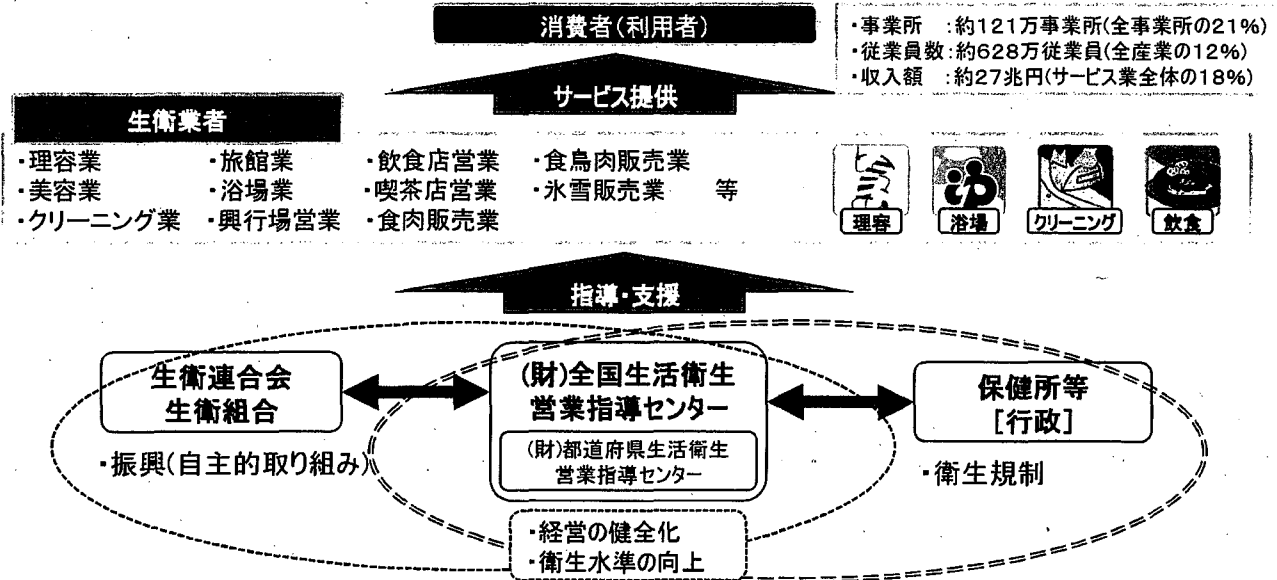
クリーニング師研修の受講率（受講率＝3年間の受講者数合計÷従業クリーニング師数）は、平成19年度～21年度では、32%である。

施策・事業シート (概要説明書)																																												
担当府庁名	厚生労働省	事業名	生活衛生振興助成費等補助金																																									
担当府庁名	健康局	事業種別	作成責任者																																									
担当課・室名	生活衛生課	事業年度	昭和41年度 生活衛生課長 松岡 正樹																																									
実施趣意(目的等)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条第2項 生活衛生振興助成費等補助金交付要綱 生活衛生営業指導等事業実施要綱																																											
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接〕(補助先: 財団法人全国生活衛生営業指導センター、実施主体: 財団法人全国生活衛生営業指導センター) <input type="checkbox"/> 権限付与(内容:) <input type="checkbox"/> その他()																																											
目的(何のために)	<p>公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、全国的な指導体制の整備及び生衛業の振興を図るものである。</p>																																											
対象(対象者等)	<p>生活衛生関係営業者及びその組合、都道府県生活衛生営業指導センター ※生活衛生関係営業とは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下、「生衛法」という。)に規定された理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場、飲食店、食肉販売、喫茶店、氷雪販売業を指し、現在、17業種について576の生活衛生同業組合と16の生活衛生同業組合連合会が設立されている。 ①すし②めん③中華料理④社交⑤料理⑥一般飲食⑦喫茶⑧食鳥肉⑨食肉⑩水雪⑪理容⑫美容⑬興行場⑭ホテル・旅館⑮公衆浴場⑯クリーニング⑰簡易宿所</p>																																											
実施(実施内容等)	<p>①生活衛生関係営業(以下、「生衛業」という。)全般の衛生水準の維持向上及び振興に関する調査研究を行い、感染症等の衛生対策等のマニュアル、生衛業の経営関連情報等を作成し、HP、冊子等により情報提供 ②都道府県指導センターに対しては、国の生衛業に関する施策の情報提供や指導、指導員の研修等の人材育成等を実施 ③生衛同業組合連合会に対しては、国の施策に関する情報提供・指導・要望の汲み上げを行うとともに、各生衛組合の経営特別指導員等の養成や振興助成費補助金等による自主的活動に対する支援を実施 ④後継者育成支援事業等、全国的に取り組むべき事業の実施 ⑤生衛法第57条の12第1項に規定する標準営業約款の事業運営に係る企画立案や制度の普及促進等、消費者(利用者)の利益の擁護に関する事業の実施を作成すること。 ⑥高齢者・障害者施策等、生衛業に関する国の各種施策の周知に関する事業 ⑦上記の事業に附帯する事業</p>																																											
予算	平成22年度予算額		年度	総額																																								
	総額	343,317千円	平成19年度	340,098千円																																								
	入財	66,029千円	平成20年度	417,589千円																																								
	出財	409,346千円	平成21年度	412,789千円																																								
実行(平成22年度予算内訳)	(単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a.生衛業に関する情報収集・提供</td> <td>33</td> <td>37</td> <td>29</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>b.生衛業に関する調査研究</td> <td>14</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>c.都道府県センター、連合会、組合に対する連絡調整、指導</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>d.生衛業の相談支援に当たる人材の養成</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>e.連合会、組合に対する振興助成</td> <td>204</td> <td>188</td> <td>188</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>f.後継者育成事業、経営改善推進事業</td> <td>62</td> <td>62</td> <td>75</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>g.a.~f.の事業実施に必要な人件費</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>66</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>					平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	a.生衛業に関する情報収集・提供	33	37	29	29	b.生衛業に関する調査研究	14	22	23	23	c.都道府県センター、連合会、組合に対する連絡調整、指導	19	24	25	25	d.生衛業の相談支援に当たる人材の養成	9	10	10	10	e.連合会、組合に対する振興助成	204	188	188	187	f.後継者育成事業、経営改善推進事業	62	62	75	0	g.a.~f.の事業実施に必要な人件費	66	66	66	65
	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度																																								
a.生衛業に関する情報収集・提供	33	37	29	29																																								
b.生衛業に関する調査研究	14	22	23	23																																								
c.都道府県センター、連合会、組合に対する連絡調整、指導	19	24	25	25																																								
d.生衛業の相談支援に当たる人材の養成	9	10	10	10																																								
e.連合会、組合に対する振興助成	204	188	188	187																																								
f.後継者育成事業、経営改善推進事業	62	62	75	0																																								
g.a.~f.の事業実施に必要な人件費	66	66	66	65																																								

施策・事業シート (概要説明書)					
担当府庁名	厚生労働省	事業名	生活衛生振興助成費等補助金		
担当府庁名	健康局	事業種別		作成責任者	
担当課・室名	生活衛生課	事業開始年度	昭和41年度	生活衛生課長 松岡 正樹	
事業目的の概要	<p>国民の生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業については、経営基盤がぜい弱な中小零細企業が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化により衛生水準が損なわれることが懸念されるため、生衛業の経営の健全化を通じて衛生水準の維持向上を図り、これらの営業を利用する利用者及び消費者の擁護を図るために必要な事業である。</p> <p>当該法人については、当該事業を行うために法律に基づき指定された法人であり、本事業を廃止した場合には、法人の自主財源がほとんどないこと、また、法に基づく事業を適正かつ確実に行うことができると認められる一般財団法人は他にないことから、法に基づく事業を実施することは困難となり、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益擁護を図る上で多大な支障が出る。</p>				
他府庁、自治体等との連携	-				
他府庁、自治体等との連携	-				
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	生活衛生関係営業振興推進事業	事業数	37	46	52
	都道府県指導センター巡回指導	実施箇所数	25	17	16
	パンフレット、ポスター、報告書等の作成	点数	20	20	22
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)	<p>(1) 振興推進事業の振興計画への活用 生衛業の振興の計画的推進と公衆衛生の向上等を目的とする振興指針に、振興推進事業の成果を適切に反映し、これを基に生衛組合側で振興計画を策定。全国指導センターにおいては、振興推進事業を活用しつつ、連合会において、振興計画に基づいて事業が推進されるよう、指導・助言。</p> <p>(2) 振興事業貸付等の改善に係る調整 振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員への日本政策金融公庫の貸付(振興事業貸付)等、連合会等のニーズの把握等を行い、制度改善や運用改善等について厚生労働省と調整</p> <p>(3) 都道府県センターへの指導、指導者等研修の実施 生衛業の衛生水準の向上、経営の近代化及び健全化の促進を図るため、都道府県センターに対する指導を行うとともに、生衛業者に対する経営指導・相談にあたる経営指導員等の養成を図る。</p> <p>(4) 標準営業約款の推進 サービスの内容や品質に関する表示の適正化、損害賠償の実施等に関する事項を定めた約款(標準営業約款)の登録施設数の増加を図る。</p> <p>(5) 広報・情報発信の充実 全国指導センターのホームページ等による情報提供により、生衛業の健全な発展と消費者利益の擁護に資する。</p>				
成果指標の目標値 (達成状況)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度
	振興計画	件数	518	513	517
	日本政策金融公庫による生衛業への貸付	件数	14,675	14,558	12,501
	指導者等研修事業	受講者数	2,035	2,572	2,071
	標準営業約款	施設数	70,859	70,437	69,729
	全国生活衛生営業指導センターホームページアクセス数	件数	228,303	404,848	366,050
事業の自己評価 (強みや課題、今後の取組の方向性、見直し)	<p>当該補助金による各種事業により、経営基盤がぜい弱な小規模零細企業である生活衛生関係営業の経営の振興・健全化、衛生水準の維持向上、また利用者及び消費者の擁護が図られているものである。生活衛生関係営業の事業者数(全事業所の21%)・就業者数(全産業の12%)は、全産業の中で大きな割合を占めており、生衛業の健全な発達を通じて衛生水準の維持向上等を図るための当該補助金による支援策は、国民生活の安定にとって重要である。</p> <p>また、補助事業を基に自主的取組を促すなどにより、生衛業界の衛生水準の確保されたサービス提供が確保されているところであるが、今後更に、経営指導員等の人材育成や情報提供の充実を図るとともに、事業の効果的・効率的な実施のための見直しを行うため、実施する各事業に係る効果検証等を行う。</p>				
見直し (事業の取組の方向性、今後の取組の方向性)	<p>当該補助金は昭和41年度に創設され昭和54年度までは歳出予算に基づく予算補助であったが、昭和54年の生衛法の改正により法律の中に位置づけられたことにより、昭和55年度から生衛法に基づく法律補助に改められた。</p> <p>平成22年度予算においては、公益法人への国庫金支出の徹底的な見直しの観点から、支出額の見直しを行い平成21年度予算に対し3,443千円の減額を行っているところであり、今後も事業の効果的・効率的な実施に向けた取り組みを行って行く。</p>				

生活衛生関係営業について

- 生活衛生関係営業(生衛業)は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動。
- 生衛業は中小零細企業が大部分であるため、振興と規制が一体となって経営の健全化と衛生水準の向上を図ることが必要



※我が国では、生活衛生関係のサービスの衛生水準は高い水準(食中毒や感染症の発生の防止、安心・安全で質の高いサービスの享受)

生活衛生関係営業の施策の体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

【17業種】

- ①すし ②めん類 ③中華料理 ④社交 ⑤料理 ⑥一般飲食 ⑦喫茶 ⑧食鳥肉 ⑨食肉 ⑩氷雪 ⑪理容 ⑫美容 ⑬興行場 ⑭旅館・ホテル ⑮簡易宿所 ⑯公衆浴場 ⑰クリーニング

「営業の振興の計画的推進」

振興指針

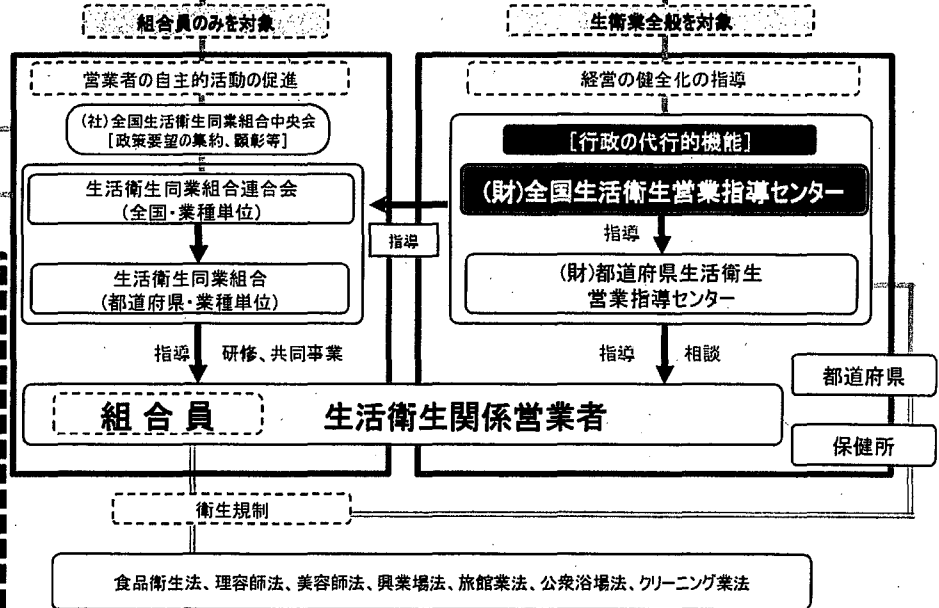
厚生労働大臣

融資

(株)日本政策金融公庫
《生活衛生資金貸付》

全国指導センターの位置付け

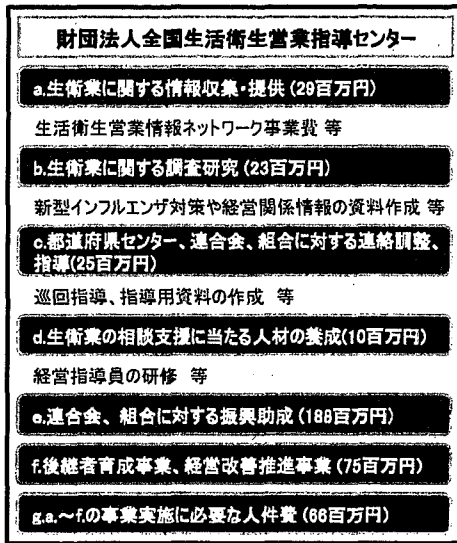
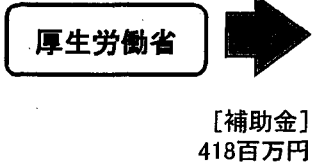
1. 生衛業の健全な発達を通じた衛生水準の維持向上、消費者・利用者の利益擁護が目的。
2. 行政による衛生規制だけでなく、営業者の自主的取組の指導・支援により、衛生水準を確保
3. 国では行えないきめ細やかな指導・支援を実施しており、生衛業の振興の中核的機関
4. 都道府県指導センターと連携して生衛業の健全な発達のための指導・支援を実施
5. 生衛業に係る調査研究・情報発信の強力な推進



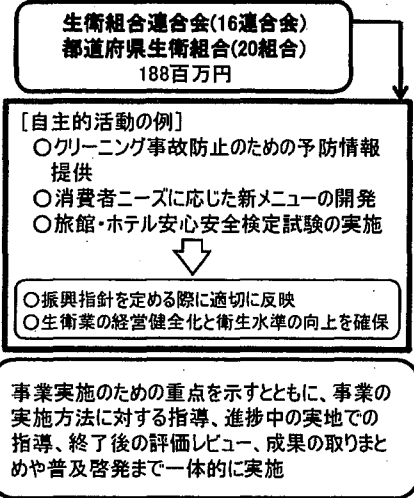
生活衛生振興助成費等補助金について

○生活衛生同業組合連合会・生活衛生同業組合の健全な発達と衛生水準の向上、消費者(利用者)の利益擁護の観点から生衛業の経営の健全化を図ることを目的。

【交付方法】

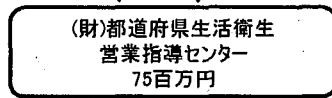


【助成費】

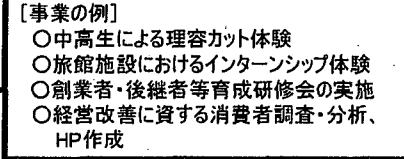


※平成20年度予算額
※財団法人全国生活衛生営業指導センターは、同法第57条の10に規定する事業として、
○連合会相互の連絡調整を図り、及びその事業について指導すること
○連合会の行う生活衛生関係営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成の事業に関し技術的指導を行うこと
が法人の事業として位置づけられており、連合会に対する指導と助成を一体として実施することが効果的である。
※昭和55年に財団法人全国生活衛生営業指導センターの活動に対する補助規定が、平成12年に組合・連合会に対する助成規定がそれぞれ議員立法により法制化。

【委託費】



【指導・評価】



財団法人全国生活衛生営業指導センターに関する改革案について

組織改革

徹底的な組織改革の実行

<平成20年度>

<平成22年度>

厚労省OB常勤役員2名
(うち理事長(厚労省OB(常勤))
※理事 20名

理事長は生衛業界の方(非常勤)
厚労省OB常勤役員1名(厚労省OB常勤役員▲1名)
理事 19名(理事 ▲1名)

70歳以上厚労省OB非常勤役員2名

次期改選時に見直し(70歳以上厚労省OB非常勤役員減の見込み)

事業の改革(生活衛生振興助成費等補助金)

- 中小零細企業が多い生衛業界の実態を踏まえ、不断に事業の効果検証を行い、効果的・効率的な事業の見直しを行う
- 経営指導員等の人材育成や情報提供の充実を図る
- 国民視点に立脚したコスト削減の更なる徹底
(契約の徹底した適正化、システム等の調達コストの削減、普及啓発及び検討会開催経費の効率化、等)

➡ 上記全国センター事業の見直しを行うための検討の場を設ける

公益法人シート(概要説明書)						
公益法人名	財団法人 全国生活衛生営業指導センター					
担当府省名	厚生労働省	局庁名	健康局	課・室名	生活衛生課	
共管省庁名						
設立目的	都道府県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から、生活衛生関係営業全般の健全な発達を図る					
沿革	財団法人全国生活衛生営業指導センターは昭和54年に設立、昭和55年4月1日に「生活衛生営業関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和54年及び平成12年一部改正)第57条の9の規定により厚生大臣の指定を受けた。					
事務・事業	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下、「生衛法」という。)第57条の10に規定する以下の事業。 ①生活衛生関係営業全般に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ②生活衛生関係営業全般に関する調査研究を行うこと。 ③都道府県指導センターの事業について、連絡調整を図り、及び指導すること。 ④連合会相互の連絡調整を図り、及びその事業について指導すること。 ⑤生衛法第57条の12第1項に規定する標準営業約款を作成すること。 ⑥都道府県指導センターの行う生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談若しくは指導又は苦情処理に係る業務を担当する者を養成すること。 ⑦連合会の行う生活衛生関係営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成の事業に関し技術的指導を行うこと。 ⑧上記の事業に附帯する事業。					
役員の数 (うち官庁OB)	21	(3)	役員報酬総額 (21年度・百万円)	15.0百万円	常勤職員の数 (うち官庁OB)	9 (3)
うち常勤数 (うち官庁OB)	1	(1)	うち官庁OB分	3.0百万円 12.0百万円	嘱託・非常勤職員数 (うち官庁OB)	1 (1)
常勤官庁OB役員が 分担する業務	専務理事として、理事長及び副理事長を補佐し、業務全般を執行している。 ※役員報酬総額は、22年4月では1名であるが、21年4月では2名であったため、2段書きとしている。					
年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度(見込み)	
支国・ 独法 から 出の	合計(a)	340,098千円		417,589千円		412,789千円
	国からの支出	340,098千円		417,589千円		412,789千円
	うち補助金等	340,098千円		417,589千円		412,789千円
	うち契約等	0千円		0千円		0千円
	独法からの支出	0千円		0千円		0千円
	うち契約等	0千円		0千円		0千円
	うち契約以外	0千円		0千円		0千円
支出元独法名						
収入(予算)額(b)	541,472千円		603,843千円		590,396千円	
依存率(a/b)	62.8%		69.2%		69.9%	
会費等収入(c)、割合(c/b)	2,960千円	0.5%	2,560千円	0.4%	2,560千円	0.4%
会費等負担者	特別会員(全国生衛連合会16)、賛助会員(10)					
基本財産額	911,720千円		901,273千円		891,396千円	
正味財産額	1,293,517千円		1,227,049千円		1,195,119千円	
内部留保額、内部留保率	198,354千円	35.6%	122,253千円	19.2%	106,164千円	17.6%
特記事項 (見直しに向けたこれまでの取組み、今後の方向性等)	【生衛業の主な役割】 ○国民生活に密着したサービスを常に衛生的で安心な状態で提供 ○地域に密着したサービスの提供により、町を活性化し、地域社会に潤いを与える ○高齢者・障害者施策など地域社会の福祉の増進への協力 【生衛業の特徴】 ○我が国の経済活動の中で相当規模。雇用面でも大きな役割を担い、一定の資格や技術に基づきサービスを提供[事業所:約121万事業所(全産業の21%)、従業員数:約628万人(全産業の約12%)、収入額:約27兆円(サービス産業全体の18%)] ○大部分が経営基盤が脆弱な中小零細企業(従業員5人以下の小規模事業者が7割。うち個人経営は9割) 【生衛法の制定経緯】 ○昭和32年に業界の自主的活動を通じた衛生水準の向上等を目指し「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」(現在の生衛法)が業界の要望をもとに議員立法により制定 →全国生活衛生営業指導センターは生衛業の指導・支援の中核的機関として重要今後とも効率的・効果的なものに見直し					

論点等説明シート (公益法人担当部局用)

施策・事業名 生活衛生振興助成費等補助金

法人名 (財) 全国生活衛生営業指導センター

論点等

○ 都道府県生活衛生営業指導センター(以下、「都道府県センター」とする。)への委託事業、連合会や組合に対する助成事業の内容は、国費で実施するのにふさわしい内容といえるのか。また、都道府県センター等への委託事業、助成事業については、その内容が十分に精査されていないのではないか。

○ 当センターは、助成事業・委託事業の他に、都道府県センターへの指導や研修等を行っているが、生活衛生関係営業の振興における国、全国生活衛生営業指導センター、都道府県センターの役割を整理した上で、国費による支援も効率的に行うべきではないか。

※ 生活衛生振興助成費

内訳	金額
①生衛業に関する情報収集・提供	29百万円
②生衛業に関する調査研究	23百万円
③都道府県センター等に対する連絡調整、指導	25百万円
④生衛業の相談支援に当たる人材の養成	10百万円
⑤連合会、組合に対する振興助成	188百万円
⑥後継者育成事業、経営改善推進事業	75百万円
⑦①から⑥の事業実施に必要な人件費	66百万円
補助金合計	418百万円

参考資料

生活衛生振興助成費等補助金の内容

① 「後継者育成支援事業委託費」(委託費総額約44百万円(※))

全都道府県指導センターにおいて、各地域における生活衛生関係営業に係る「インターンシップの試行」や「出前授業」などが一斉に行われているが、これらの事業は、各地域における産業振興、マッチングの改善や学校教育における職業観の育成などの意義を有するとされている。

② 「経営改善推進事業委託費」(委託費総額約10百万円(※))

8都道府県センター(平成20年度)において、経営の効率化に関する検討を行うことや地域の実情に即した効果的な経営モデルの提案を行うための事業が実施されているが、「経営改善テーマを探るための実態調査」や特定業種に係る「実態調査・アンケート調査」、「研修会」等が実施されている。

③ 「生衛業振興助成事業費」(委託費総額 連合会分約111百万円、生衛組合分約40百万円(※))

16の全国連合会及び19の生衛生組合(業種毎)(いずれも平成20年度)において、生活衛生関係営業の振興を図るための事業が行われているが、事業の中には、全国連合会が実施した「組合員章ステッカー作成事業」や、地域の組合が実施した特定業種に係る「AED設置促進・普及啓発事業」なども実施されている。

※ 人件費、経費等の配賦前の金額である。